

秘密保持誓約書

令和 年 月 日

一般社団法人 神奈川県トラック協会

会長 吉田 修一様

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

印

私（当社）は、神奈川県トラック協会における「神奈川県トラック総合会館大規模改修工事」の事後審査型制限付き一般競争入札（以下「本入札」という。）に際し、貴法人から情報提供を受けるにあたり、下記事項に従うことを確約致します。

記

（情報の定義）

第1条 本入札において「秘密情報」とは、口頭、書面、電磁的記録媒体（磁気ディスク、光学ディスク、フラッシュメモリ記憶装置等）、電子メールその他の開示方法を問わず、貴法人が私（当社）に開示する一切の情報とします。

（善管注意義務）

第2条 私（当社）は、本入札に関し、貴法人から開示又は提供される秘密情報について、その機密を保持し、善良なる管理者の注意義務をもって管理するものとします。

（秘密情報の使用目的）

第3条 私（当社）は、本件秘密情報を本入札の目的のみに使用するものとし、他の目的には一切使用いたしません。

（秘密情報の開示対象）

第4条 1 私（当社）は、本入札以外の目的で、貴法人から提供された秘密情報を第三者に漏洩しないことはもちろん、第三者の利益のためにこれらを利用しません。また、自己の関係者が自己または第三者の利益のために秘密情報を利用しないよう万全の措置を講じます。

2 前項にかかわらず、次に掲げる場合には、私（当社）は秘密情報を開示できるものとします。ただし、次の(2)の場合、私（当社）はこれらの者に対して、本誓約書に定めるものと同等の秘密保持義務を負わせるものとします。

(1) 法令にもとづき開示義務を負い、または官公庁・裁判所・捜査当局等の公的機関から正当な権限に基づき開示を求められた場合。

(2) 弁護士、公認会計士、税理士、司法書士、その他の専門家に対して、相談をする必要がある場合。

（対象外の情報）

第5条 第1条の定めにかかわらず、次の情報に関しては、私（当社）は本誓約書に定める義務を負わないものとします。

(1) 貴法人から開示を受けた時点で、既に私（当社）が保有していた情報。

(2) 貴法人から開示を受けた時点で、既に公知であった情報。

(3) 貴法人から開示を受けた後に、私（当社）の責によらず公知となった情報。

(4) 正当な権限を有する第三者から、私（当社）が貴法人に対する秘密保持を負うことなく入手した情報。

（秘密情報の返還・破棄）

第6条 私（当社）は、貴法人からの請求があった時は、貴法人の指示に従い、直ちに秘密情報を返還または破棄します。

（損害賠償）

第7条 私（当社）が本誓約書各条項の規定に違反し、その他の第三者との間で紛争が発生したときは、私（当社）が自己の責任及び費用をもってこれを解決し、また貴法人に損害が発生したときは、私（当社）がその一切を負担します。

（有効期間）

第8条 本誓約書の有効期間は、本誓約書の差し入れ日から1年間とします。なお、本誓約書の有効期間内に取得した秘密情報については、本誓約書の有効期間経過後においても、私（当社）は、本誓約書に基づく守秘義務を負うものとしたします。

（協議）

第9条 本誓約書に定めのない事項、または本誓約書に関し疑義が生じた事項については、貴法人と誠意をもって協議の上、解決を図るものとします。

（準拠法）

第10条 本誓約書は、日本法を準拠法とし、日本法に従って解釈されるものとします。本誓約書に関して生じた紛争については、東京地方裁判所を第一審の所管裁判所とします。